

# 岐阜県医師会 新型コロナウイルス感染症通信

岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」掲載中！

新型コロナウイルス感染症に関して、多くの通知文書があり、また日々更新されており、現場の先生方、特に診療所等の先生方に十分な情報が伝わっていないことを危惧いたします。ついては、最新の情報をエッセンスとしてお伝えすることが重要と考え、感染症通信（不定期）を発行します。要点をお伝えするために、通知文書と表現等に若干の齟齬がありますことをご理解ください。なお、全ての通知をご覧になりたい場合は、岐阜県医師会ホームページをご参照ください。

## <追加情報>

1 保険の休業補償関連です。所得補償保険では、被保険者の罹患が条件となります。店舗休業保険では約款にコロナウイルスの規定がないので、補償されない可能性が高いです。

2 本年4月の診療報酬改定ですが、厚生局からの集団指導はすべて中止となっております。3/5に地域医師会の保険担当理事の先生方にお集まりいただき、日医からのTV会議システムを用いた連絡協議会を開催しました。点数表は3/16に各地域医師会に到着予定です。また、詳細な資料及び連絡協議会の内容は日医ホームページのメンバーズルームで見ることができます。

3 マスク等の供給に関してアリババから日医に寄付されたマスクの一部が近日中に県医師会に配送されます。また、岐阜県や日本医師会からも、近日、県医師会に届く予定です。地域医師会を通じて、会員の先生方に配布させていただく予定ですが、先生お一人お一人に対し、どの程度の枚数になるかは不明です。手指消毒用アルコール、防護具等は県医師会、医師協同組合にも在庫はありませんし、入手できる予定もありません。

4 岐阜医師会では、新型コロナウイルス感染症に関して、情報発信に努めています。岐阜県医師会ホームページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」又は日本医師会ホームページのメンバーズルームを随時チェックされることを強くお勧めします。

## 日本医師会からの重要な通知

### 2/28 新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公開に係る基本方針について

医療機関名については「公表しない情報」として整理がなされていますが、「医療機関での行動に基づき、感染拡大のリスクが生じ、不特定多数の者に迅速な注意喚起が必要な場合には、公表を行う場合もある」とされた

### 2/28 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

疑似症患者の定義に加えて、以下の場合にも積極的に検査を行う依頼

「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルスを疑う」

また、季節性インフルエンザにかかる検査、その他一般的な呼吸器感染症の病原体検査については、医療機関から行政検査を依頼するにあたっての必須要件ではない。

### 3/4 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適応について

検体採取は、周囲への感染拡大のリスクが高く、PPE（個人防護服）の着用を始め、適切な感染予防策が不可欠ですので、検体採取は適切な感染予防策を講じられる医療機関に限定する方針。したがって、上記の感染予防策を講じることができない医療機関においては、帰国者接触者外来等の検査体制の整った医療機関を紹介する対応をお願いする。なお、当県では、現時点で帰国者接触者外来は公表されていないため、帰国者接触者相談センター（保健所）に連絡して下さい。

### 3/10 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について

今後地域で患者数が大幅に増えた場合に備え重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える。ピーク時の医療需要の目安が作成された。各都道府県に検討を求める。

### 3/11 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診察に関する留意点について

#### 1 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策

基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診察において、標準的予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること、また、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、後述の検体採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準的予防策の徹底で差し支えない。

#### 2 (1) 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者を含む）を診察する場合の感染予防策

患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施する。

患者の鼻腔から検体を採取する際は、サージカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、ガウン、手袋を着装すること

患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（それに準ずるもの）、眼の防護具、ガウン、手袋を装着すること

2 (2) 原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが判明した場合であっても、1及び2 (1) に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこととされております。

#### 3 応召義務

患者が発熱や上気道症状を有するというのみを理由に、当該患者の診察を拒否することは、応召義務を定めた医師法第19条第1項における診察を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診察が困難である場合は、少なくとも帰国者接触者外来や新型コロナウイルス感染症の患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること